

倫理規程におけるセーフガードに関する改訂案（フェーズ1）

（原題：Proposed Revisions Pertaining to Safeguards in the Code—Phase 1）

【公表日：2015年12月21日／コメント期限：2016年3月21日】

1. セーフガードの見直しプロジェクトの概要

- ✓ 本プロジェクトは、倫理規程における「セーフガード」の明瞭性、適切性及び有効性の改善を目的としたプロジェクトである。
- ✓ フェーズ1では、セーフガードに関して基本的な考え方を定めている現行セクション100（Part A¹の総則及び基本原則の遵守）及び200（Part B²の総則）の見直しを行う。
- ✓ フェーズ2では、非保証業務に関するセーフガードの見直し等を行う。

2. 本公開草案（フェーズ1）の概要

- (1) 倫理規程の構成見直しプロジェクトによって提案される新しい構成に基づき作成されている。その結果、現行のセクションが以下のように変更される。
 - ・ 現行セクション100（Part Aの総則及び基本原則の遵守）⇒セクション120
 - ・ 現行セクション200（Part Bの総則）⇒セクション300
- (2) 基本原則を遵守するために、阻害要因を認識し、評価し及び対処するという概念的枠組みアプローチでの要求事項をステップごとに明確にして、倫理規程における要求事項への準拠性を高めることとしている。ここでは、原則主義アプローチを継続的に採用しつつ、職業的専門家としての判断の重要性が強調されている。
- (3) 職業会計士が、新しい情報を入手した場合や事実関係・状況の変化等に気が付いた場合は、阻害要因について再評価する新しい要求事項を設ける。
- (4) 全般的な評価（阻害要因が除去又は許容可能な水準にまで軽減されており、追加の対応策は必要ないと結論付けるために下した判断及び全体的な結論のレビュー）を行う新しい要求事項を設ける。
- (5) 「許容可能な水準」の定義を改訂し、能動的な表現とすることなどにより、明確化する。
- (6) 「事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者」のテストについて、より具体的な適用ガイダンスを提供する。特に、阻害要因の評価及び対応における当該テストの重要性を強調する。
- (7) セーフガードの定義を明確化する。対応策は、阻害要因を除去又は許容可能な水準にまで軽減するのに有効である場合にのみセーフガードになることを明確にする。
- (8) 阻害要因の種類を明確化し、その重要性の程度を評価するのに役立つ条件、方針及び手続についての説明を提供することにより、適用ガイダンスの充実を図る。
- (9) セーフガードの例を見直し、個別の阻害要因に明確に対応するものだけをセーフガードと定義することにする。そのため、例えば、会計士団体、法規制、会計事務所等又は所属する組織によって設けられた特定の条件、方針及び手続等（例：教育、研修及び経験習得等のためのプログラム）はセーフガードとはみなされず、阻害要因の重要性の程度を評価する際の一要素として考慮されることになる。

以 上

¹ PartA：倫理規程の全般規定

² PartB：会計事務所等所属の職業会計士に対する規定